

日本語教育学会 大会若手優秀発表賞 表彰規程

制定 2020(令和2)年3月22日
2019(令和元)年度第5回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）が、定款第4条第4号の規定に基づき、日本語教育の実践と研究のさらなる発展に資するため、大会における若手の優れた発表者を表彰する制度を定めるものである。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は、大会若手優秀発表賞（以下「発表賞」という。）とする。

(授賞対象)

第3条

- 1 発表賞の授賞対象は、春季・秋季の各大会において発表された口頭発表、ポスター発表の発表者のうち、特に優れていると認められた若手の筆頭発表者とする。
- 2 前項の「若手」とは、発表要領で定める「新規発表申込」の時点で、普通会员（個人）で有効期限付き学生証の写しを本会事務局に提出できる者とする。
- 3 選考は、新規発表申込の時点で、前項に定める若手本人が選考対象となることを申請した場合に行う。

(授賞の数)

第4条 発表賞の授賞者は、各大会において、原則、口頭発表およびポスター発表各1名とする。賞にふさわしい発表者がいない場合は、該当発表者なしとする。

(選考部会の設置等)

第5条 発表賞の授賞候補者（以下「候補者」という。）を選考するため、大会委員会内に候補者選考部会（以下「選考部会」という。）を設ける。

第6条 選考部会の構成員（以下「部会員」という。）は、大会委員会委員長および委員長が指名する大会委員会委員3名および審査・運営協力員数名とし、常任理事会がこれを承認する。

第7条 選考部会に部会長1名、副部会長1名をおく。

第8条 部会長は、大会委員会委員長がつとめる。副部会長は、部会長が部会員から指名する。

第9条 部会員の任期は、春季大会は前年12月から当年7月、秋季大会は当年6月から翌年1月の各8ヶ月とする。部会員は大会毎に指名されるものとし、再任を妨げない。ただし、最大連続4期までとする。

第10条 選考部会は、春季・秋季の各大会において発表された口頭発表、ポスター発表の発表者の中から、発表形態ごとに、原則、候補者各1名を選考し、大会委員会に提出する。大会委員会はこれを確認し、理事会に推薦する。

(授賞候補者の決定)

第11条 理事会は、大会委員会からの候補者の推薦に基づき、決議の省略の方法により発表賞の授賞者を決定する。

(授賞)

第12条 授賞者に対し、郵便等で表彰状を授与する。授賞者についての詳細は本会ウェブサイト等で公表する。

(附則)

1. この規程は、2020（令和2）年3月22日から施行する。
2. この規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。